

# 見える化通信



## 「小1の壁」の解消 学童保育の基準緩和で子どもの安全は確保できるのか

小学校就学以降の子ども達が放課後を過ごす学童保育(放課後児童クラブ)は、共働き家庭や1人親家庭にとってはなくてはならない存在です。その学童保育の職員の数や資格を緩和する法案が、現在会期中の国会に提出されています。どのように変わるのでしょうか。

電機連合 総合産業・社会政策部門

学童保育(放課後児童クラブ)とは就労等で日中家庭にいない保護者に代わって、小学校就学以降の子ども達を放課後や夏休みなどの長期休暇期間に預かる場です。近年、共働き世帯等の増加によって利用児童が急増しており、希望しても利用できない児童数は1・7万人に上っています。こうした事態を受けて、国は2023年度末までに約30万人分の受け皿を新たに確保するとしています。

■図表 登録児童数・待機児童数の推移



「学童保育に入れず働き続けられるか不安です」「小学生の夏休みなどの長期休暇の行き先に困っています」「子どもが通っている学童保育は自治体の予算が少なく、施設が脆弱。事業継続が心配です」。これらは電機連合が毎年実施している生活実態調査に寄せられた学童保育に関する組合員の声です。

待機児童数1.7万人  
組合員の切実な声

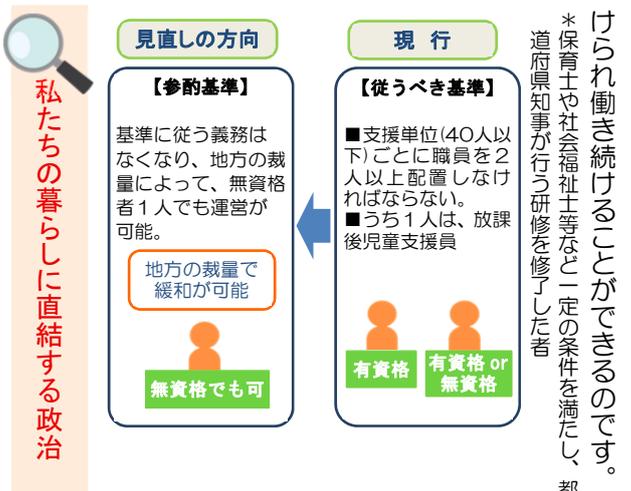
受け皿(量)を増やすことに加えて大切なのが、子どもを安心して預けられる質の確保です。学童保育の運営主体は市町村で、運営にあたっては国が基準を示しています。開所日数や時間、教室あたりの児童数など項目の多くが地方の裁量に委ねる「参酌基準」ですが、その中で「支援単位(40人以下)ごとに職員2人以上を配置」「うち1人は、放課後児童支援員」とする職員の数と資格の2点のみが、全国一律に定められた「従うべき基準」となっています。これは、それまで現場任せだったのを改め、質の向上を図る為に2015年に導入されました。

しかし、導入からわずか4年後の今回、支援員の確保に苦慮する自治体からの要請を受け、国はこの基準を「参酌基準」に緩和することにしました。見直しが行われれば、2020年度から地方の裁量により、無資格者が1人でも運営が可能となります。政府の関係審議会においても質の低下につながるかねないと多くの委員が懸念を示したにもかかわらず、見直しの方針が昨年末に決定し、3月8日には改正法案(第9次地方分権一括法案)が国会に提出されました。

職員の数や資格を緩和  
質の低下を懸念

私たちの暮らしと政治は直結しています。政治に無関心ではいられないです。電機連合は引き続き組織内議員と連携し、組合員のよりよい暮らしに向けて、職場の声を政治に届けていきます。

組織内議員の矢田わか子参議院議員は、3月12日の内閣委員会での学童保育の問題を取り上げ、ワーキングマザーにとって学童保育は大きな問題。小1の壁があり仕事を辞めていく人もいる。また参酌基準化によって子どもの安全は確保できるのか」と自らの経験と組合員の声を代弁し、片山さつき担当大臣に問いました。「市町村の責任において質を担保する」との政府答弁に対する今後の動向を、私たちはそれぞれの地域でしっかりとみていく必要があります。



付けられ働き続けることができるのです。